

少年センター **だ** **よ** **り**

守山野洲少年センター
『あすくる守山野洲』

相談は ☎ **583-7474** まで

<http://www.usennet.ne.jp/~syonen-c/>

悩みごとを一人で抱えていませんか？



『あすくる守山野洲』はあなたを応援します！

『あすくる』には「明るい明日 **あす** が来る **くる** ように」との願いが込められています。

- 不安や悩みごとをカウンセラー（臨床心理士）や職員に相談してみませんか。
自分の気持ちを言葉にすることで、苦しい心が楽になるかもしれません。
また、話すことで頭の中が整理され、新しい考えが浮かぶかもしれません。
今のあなた自身を見つめ、将来の自分を思い描けるように支援します。
- 一人ひとりに寄り添う個別支援が『あすくる守山野洲』の特徴です。
あなたに合ったやり方を見つけながら、少しずつやってみましょう。
- 学習や就労、生活改善の支援プログラムなどもあります。
あなたが「なりたい自分」を実現できるようプログラムを組み合わせで支援します。
- 保護者や家族の方の相談にも応じています。

担当職員が心を込めて対応します。安心して電話してください。

電話 077-583-7474

成年年齢が引き下げられる意義 ～内閣府大臣官房政府広報室引用～

我が国における成年年齢は、明治9年以来、20歳とされてきました。

近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められるなど、18歳、19歳の方にも国政上の重要な事項の判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした流れを踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、18歳以上の人を大人として扱うのが適当ではないかという議論がされるようになりました。世界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流です。

このようなことから、今回、成年年齢が18歳に引き下げられることとなりました。成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳、19歳の方の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると期待されます。

今回の改正は令和4(2022)年4月1日より施行されています。

知っておこう 覚えておこう

18歳を成年(成人)とする改正民法の施行について

上記により、成年(大人)になる年齢が、令和4(2022)年4月1日から20歳から18歳に引き下げる改正民法が施行されました。つまり、法律上この施行日以後に18歳の誕生日を迎えた人は、その時点から順次成年(大人)となることを意味します。ですから、高校生であっても18歳の誕生日を迎えた人はその時点から成年(大人)となります。しかし、20歳以上にならないとできないこともあります。権利が拡大されても注意が必要な課題や問題もあります。

18歳を迎えてできること

親の同意がなくても本人の責任でできることが増えました。

○契約行為ができること

携帯電話の購入契約

一人暮らしの賃貸契約

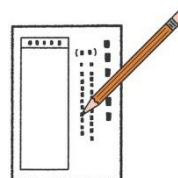
クレジットカード契約

高額(多額)商品のローン契約 等



○当人同士意思表示によって婚姻届けを提出すること

女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女ともに18歳以上となります。



○選挙投票ができること

18歳を迎えても20歳になるまでできないこと、守られること

○飲酒・喫煙ができない

成長期でもある20歳未満者は、身体や健康面への影響があることや非行防止、青少年保護等の観点から、現状維持となっています。



○競馬・競輪などの公営ギャンブルができない

競馬では、「20歳未満者は、勝馬投票券を購入し、または譲り受けてはならない」と競馬法第28条第1項で定められています。また、競輪は自転車競技法、競艇はモーターボート競走法、オートレースは小型自動車競走法でそれぞれ定められています。

○18歳、19歳は少年法上『特定少年』に分類される

この年齢の犯罪は原則、少年法が適用され、少年事件として家庭裁判所へ送られ、家庭裁判所が処分を決定します。刑罰(懲役など)ではなく保護処分(少年院送致など)を課することなどになります。

しかし、家庭裁判所が、保護処分ではなく刑事処分が妥当と判断した場合(逆送された場合)は、大人と同じ裁判にかけられ刑罰が課されます。また、実名や写真報道がされる場合があります。

注意しなければならないこと

18歳以上の契約行為については取り消しができません。高額(多額)の商品をクレジットカードなどで購入し、返済ができず大きな借金を抱えても契約取り消しができません。返済が終わるまでローンが続きます。内容をしっかりと確認してから購入や契約をおこないましょう。

「困ったなあ」「どうしよう」など、不安に思ったりどうしたらよいかわからない時は、すぐに相談をしましょう。

消費者ホットライン

188 (イヤヤ)

郵便番号を入力すると、近くの市区町村や都道府県の消費センター等の消費生活相談窓口を案内します。

※相談は無料です。

※相談窓口につながった時点から通話料が発生します。

※相談窓口によって受付時間が異なります。



クーリング・オフ制度

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

2022年6月1日より、書面によるほか、電磁的記録でもクーリング・オフの通知をおこなうことが可能になりました。電子メールのほか、USBメモリ等の記録媒体や事業者が自社ウェブサイト to 設けるクーリング・オフ専用フォーム等により通知をおこなう場合があげられます。FAXを用いたクーリング・オフでも可能です。通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。

～国民生活センターより引用～

権利が拡大された反面、場合によっては、若いうちから大きな責任や義務を背負うこととなります。十分理解をしておきましょう。保護者(大人)もしっかりと理解し、子どもたちの行動を把握しておきましょう。

「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」の活動報告

～少年補導委員会と中学生との合同活動（啓発活動）～

7月は、「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」でした。そこで、少年補導委員会と中学生との合同活動として、守山市・野洲市内の中学生が描いてくれたイラスト入りメッセージカードをポケットティッシュに入れ、うちわと一緒に各中学校の代表の生徒さんと学校近くの量販店に、お客さんにもらっていただけるようお願いに行きました。



コロナ以前は、中学生と一緒に駅前や量販店入口で市民に啓発品を手渡ししていたのですが、今年もコロナの収束が見込めず配置啓発に変更しました。



～少年センターの活動～

少年センターも期間中は、公用車で強調月間用の啓発メッセージを流し、管内を啓発巡回しました。また同じように、大型量販店や公共施設などをお願いをして、啓発品を置かせていただきました。啓発ティッシュについては、7月に実施された守山市・野洲市の中学生広場でも来場者に配布をしました。

～各地区の少年補導委員会の活動～

少年補導委員会も街頭補導巡回活動と兼ねて啓発活動をおこないました。

各地区のコンビニエンスストアに少年補導委員が出向き、啓発品を少しずつ置かせていただきました。

また、夏休み期間の子どもたちの動向（夜遅くまでの外出、アルコールやタバコの購入）について注視していただけるようお願いをしました。

啓発品（メッセージ入りティッシュ・うちわ・カゴ）



守山野洲少年センター 『あすくる守山野洲』
〒524-0021 守山市吉身三丁目11番43号 守山市商工会館3階
TEL:077-583-7474・077-570-7557 FAX:077-581-1419
<http://www.usennet.ne.jp/~syonen-c/>

月曜～金曜（土日祝・年末年始は休業）
8時30分～17時15分 秘密厳守・
相談無料
臨床心理士のカウンセリングは 要予約
（水・木・金）まずはお電話ください